

## 令和6年度 塩尻市一般廃棄物処理実施計画

### 1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、塩尻市一般廃棄物処理計画を推進及び実施のため、令和6年度の適正な処理に関し必要な事項を定めるものです。

### 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 計画区域

塩尻市全域

### 4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区 分		発生量及び処理量見込み
ごみ処理	可燃ごみ	可燃ごみ (可燃さい断ごみを含む) 14,700 t
	不燃ごみ	埋立ごみ 150 t
		有害ごみ 20 t
	破碎ごみ(資源粗大ごみ)	10 t
	資源ごみ	3,220 t
	合 計	18,100 t
生活排水処理	し尿	1,200 kl
	浄化槽汚泥	3,020 kl
	合 計	4,220 kl

## 5 分別及び収集・運搬計画

### (1) 分別区分

分別区分		種類(規格)
可燃 ごみ	可燃ごみ	塩尻市指定ごみ袋で排出のものに限る
	可燃さい断ごみ	
不燃 ごみ	埋立ごみ	塩尻市指定ごみ袋で排出のものに限る
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀使用の温度計、ライター及び着火用具
資 源 物	紙類	新聞紙・広告・チラシ、ダンボール、本・雑誌、紙パック・  マークのある紙類の一部
	ペットボトル	 マークのもの
	缶類	スチール缶・アルミ缶
	布類	綿製品
	びん類	無色透明・茶色・その他の色
	その他金属類	
	小型家電類	サイズ制限 幅 80cm×奥行 30cm×高さ 60cm 以内
	せん定木	長さ 1m・直径 40 cm以内の束で、1本の太さが直径 10 cm以内
	落ち葉・刈り草	規格袋 19号以上の透明な袋
	てんぷら油	植物性てんぷら油等に限る（鉱物油を除く）
	プラスチック資源	塩尻市指定ごみ袋で排出のものに限る 容器包装プラスチック（  マークのもの）及びプラスチック素材 100%かつ長辺 30cm 以下かつ厚さが 5mm 以下のもの
	大型プラスチック資源	市が指定する品目に限る（プラスチック素材 100%かつ長辺 30cm を超えるもの）
	生ごみ	小中学校・保育園の給食残渣
破碎ごみ（資源粗大ごみ）		金属・プラスチック類の複合製品等
犬、猫等の死体		25kg 以下のものに限る
特定家庭用機器		テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機
指定再資源化製品		パーソナルコンピュータ

### (2) 収集形態

種類		収集形態
可燃 ごみ	可燃ごみ	塩尻市の委託業者、市許可業者、自己搬入
	可燃さい断ごみ	塩尻市許可業者、自己搬入
不燃 ごみ	埋立ごみ	塩尻市の委託業者、市許可業者、自己搬入
	有害ごみ	塩尻市の委託業者、市許可業者、自己搬入

資源物	塩尻市の委託業者、市許可業者、自己搬入
破碎ごみ(資源粗大ごみ)	塩尻市許可業者、自己搬入
特定家庭用機器	塩尻市許可業者、自己搬入(購入店舗・指定取引場所)
し尿・浄化槽汚泥	塩尻市許可業者

(3) 処理区分及び処理主体

種 類	区 分	処理区分	処 理 主 体				備 考
			市	組 合	左の方法		
					委託	許可	
ごみの処理	可燃ごみ	収集運搬	○		○	○	[収集] 家庭ごみ →市委託業者 事業系ごみ →市許可業者
		中間処理		○			[焼却] 家庭・事業ごみ
		最終処分		○			→松塩地区広域施設組合
		再生処理	○		○		[埋立] 焼却残さ →松塩地区広域施設組合 [再生処理] 焼却残さ →市委託業者
	埋立ごみ	収集運搬	○		○	○	[収集] 家庭ごみ →市委託業者 事業系ごみ→市許可業者
		再生処理	○		○		[資源化] 家庭ごみ →市委託業者
		最終処分		○			[埋立] 家庭ごみ →松塩地区広域施設組合
	有害ごみ	収集運搬	○		○		[収集] 家庭ごみ→市委託業者
		保 管	○				[保管] 家庭ごみ→松塩地区広域施設組合
		再生処理	○		○		[処理] 家庭ごみ→市委託業者
	破碎ごみ (資源粗大 ごみ)	収集運搬				○	[収集] 家庭ごみ →未収集(持込み) 事業系ごみ→市許可業者
		再生処理	○		○		[資源化] 家庭ごみ→市委託業者
		最終処分		○			[埋立] 資源化残さ→市委託業者 →松塩地区広域施設組合
	資源物	収集運搬	○		○	○	[収集] 家庭資源物 →市委託業者 家庭せん定木→市委託業者 家庭廃食用油→市委託業者 家庭廃プラスチック→市委託業者 事業系資源物→市許可業者
		再生処理	○		○	○	[再生処理] 家庭資源物、家庭せん定木、家庭廃 食用油、家庭廃プラスチック →市委託業者

種 類	区 分	処 理 区 分	処 理 主 体			備 考	
			市	組 合	その他		
生活雑排処理	し 尿	収集運搬	市許可業者			○	[収集運搬許可業者] 塩尻環境保全 有限会社 有限会社 あずさ環境 株式会社 光商会
		処理施設	塩尻市衛生 センター	○			
	浄化槽 汚泥	収集運搬	市許可業者			○	
		処理施設	塩尻市衛生 センター	○			

(4) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬計画

区分 種類	収集運搬する 量 t	収集区 域の範 囲	収 集 回 数	収 集 方 法			収集運搬する廃棄物の搬入先別内訳量 t			
				組 合	委 託	許 可	焼 却 施 設	最 終 処 分	そ の 他	合 計
可燃ごみ	14,100	市全域	2回/週		○	○	14,100			14,100
埋立ごみ	150	市全域	6回/年		○			150		150
有害ごみ	20	市全域	3回/年		○				20	20
資 源 物	紙類・PET	1,480	市全域	2回/月		○			1,480	1,480
	缶類・びん・布 類	390	市全域	1回/月		○			390	390
	その他金属類 小型家電類	240	市全域	6回/年		○			240	240
	剪定木、葉、草	450	市全域	15回/年		○			450	450
	廃食用油	10	市全域	3回/年		○			10	10
	プラスチック 資源	580	市全域	1回/週		○			580	580
	生ごみ(小中 学校・保育園)	50	市全域	—		○			50	50

区分 種類	収集運搬 する廃棄 物の量 k l	収集区域 の範囲	収 集 回 数	収 集 方 法			収集運搬する廃棄物搬入先別内訳量 kl			
				直 営	委 託	許 可	処理施設	埋立処 理	そ の 他	計
し尿	1,200	市全域	1回/月			○	1,200			1,200
浄化槽汚泥	3,020	市全域	1回/年			○	3,020			3,020
計	4,220						4,220			4,220

イ 収集の方法

ごみ及びし尿は別に定めた「令和6年度資源物・ごみ分別案内・収集日程表」、「令和6年度し尿汲み取り業者担当区域一覧」により収集する。

## ウ 排出容器

一般家庭及び事業所等の排出容器は次のとおりとする。

区分	ごみの種類	排出容器	備考
家庭系	可燃ごみ	一般家庭専用 もえるごみ専用指定袋	[指定袋橙字] 450、250、140
	埋立ごみ	一般家庭専用 うめたてごみ専用指定袋	[指定袋青字] 300、180、80
	資源物	透明なビニール袋	布類、その他金属、落ち葉、刈り草、有害ごみ
		プラスチック資源指定袋（プラスチック製容器包装指定袋の使用可）	[指定袋黄緑字]
		市が配付する折りたたみかご（供用）	缶類（アルミ缶、スチール缶） ペットボトル
		市が配付する折りたたみ色別コンテナ（無色透明用、茶色用、その他の色用）	びん類
市が配付するポリ容器	てんぷら油		
事業系	可燃ごみ	もえるごみ専用 事業用指定袋	[指定袋赤字] 700、450、250
	資源物	プラスチック資源指定袋（プラスチック製容器包装指定袋の使用可） ただし、家庭から排出されるものに限る	[指定袋黄緑字]

### (5) 中間処理計画（ごみ）

資源物の中間処理については、次の委託業者への委託処理による。

- ・前田産業 株式会社
- ・有限会社 塩尻清掃企業
- ・有限会社 住岡産業
- ・塩尻環境保全 有限会社
- ・株式会社 光商会
- ・株式会社 みのり建設
- ・共和観光 株式会社
- ・株式会社 寿バイオ

### (6) 最終処分計画（ごみ）

第三次一般廃棄物処理基本計画による。

### (7) 最終処分計画（し尿・浄化槽）

塩尻市衛生センターで受け入れ、し渣等を除去。希釈後、公共下水道に放流し、塩尻市浄化センターで処理をする。

## 6 ごみの排出抑制・再資源化計画

- (1) 塩尻市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例、第三次塩尻市環境基本計画、第三次一般廃棄物処理基本計画及び塩尻市一般廃棄物処理実施計画に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でごみの減量と資源化の責務を努めることとする。
- (2) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、実践できる講座を行うことにより、循環意識の向上を図る。
- (3) 保育園、小中学校において、子どもたちを対象とした講座や環境教育を推進する。
- (4) 食品ロス削減のため、食品の適量購入、適時消費など生ごみの発生抑制等について広報・市ホームページ等の媒体を利用しPRし、推進を図る。
- (5) 不要な陶磁製食器等の回収によるリユース、リサイクルを行う。
- (6) ごみ分別案内や収集日程表、回収容器の配布など、ごみステーションの適正利用・管理の推進を行う。
- (7) 集合住宅から出るごみの分別等の徹底を周知し、適正な処理・処分を促す。
- (8) 食品ロス削減のため、宴会や会食において、乾杯後の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しむ「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発に取り組む。
- (9) プラスチックの資源化に努め、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別回収を行う。また、大型の製品プラスチックの拠点回収を行う。
- (10) もえるごみのうち、生ごみの減量・資源化を進めるため、パンフレットの配布等により家庭で簡単にできるダンボールコンポスターの普及を進め、家庭での生ごみ資源化を呼びかけていく。
- (11) 生ごみの分別・資源化について、研究を進める。
- (12) PTAによる資源物回収や自治会で行う分別収集の活動費を補助し、支援を継続する。
- (13) 一般家庭用の「もえるごみ」と「うめたてごみ」及び「プラスチック資源」は、市長が定めた袋で排出するものとし、資源化率の向上を図るため、「もえるごみ」と「うめたてごみ」の有料化を継続する。
- (14) せん定木、落ち葉、刈り草の収集と資源化を行う。
- (15) 廃食用油の資源化収集を促進するため、市役所、各支所に回収容器を常設する。
- (16) 学校・保育園での給食残渣（生ごみ）の堆肥化をし、循環型資源活用のため製造された完熟堆肥の配布を行う。
- (17) 小型電子機器に含まれている有用金属の再資源化を進めるため、市役所、市民交流センター、広丘支所に小型家電回収ボックスを設置し、回収を図る。
- (18) インクカートリッジの再資源化を進めるため、市役所、保健福祉センター、総合文化センター、市民交流センター、各支所に回収ボックスを設置し、回収を行う。
- (19) 最終処分場の埋立量を削減し延命化を図るため、焼却灰の一部を資源化する。（資源化量920t）
- (20) 企業及び販売店等に対し、過剰包装の抑制、使い捨て容器の使用の自粛、実践などを求め、市民、事業者は積極的に再生品の利用促進に努めるとともに、一層のごみ資源化による事業系一般廃棄物の削減を図る。

- (21) 事業所等から排出される生ごみ等の資源化を促進するため、法又は法施行令に基づく一般廃棄物の自治体間の協議又は通知を行いながら、適正な処分を行う。
- ・ 長野市（生ごみ） 30t
  - ・ 木曾町（生ごみ、剪定木） 60t
  - ・ 富士見町(落ち葉・刈り草) 600t
  - ・ 糸魚川市(木くず) 2t
  - ・ 松本市(プラスチック) 21t
- (22) 資源物・ごみの収集経路、収集方法、回数等を見直し、効率的な収集運搬、処理体制を構築する。
- (23) 塩尻クリーンセンターにごみを持ち込む際に、持ち込み受付表の記載された氏名と持込者が同一人物であることを確認するため、受付時に身分証明書の提示を求め確認を行う。
- (24) 松塩地区広域施設組合、構成市村との連携を図り、適正な広域処理に努め、資源化について
- (25) 松塩地区広域施設組合、朝日村との連携を図り、最終処分場の安全安心な適正管理と、最終処分場の今後の在り方の検討を行う。
- (26) 「ポイ捨て禁止条例」による規制、効率的な監視体制を図り、不法投棄の防止に努める。
- (27) 災害時の災害廃棄物処理方法等を定めた「塩尻市災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時に市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図り、早期の復旧・復興を目指すものとする。

## 7 し尿等に係る広報・啓発事項

- (1) 下水道供用開始区域にあたっては、早急に接続するように市民にPR及び指導を呼びかけていく。
- (2) 汲み取りによる処理を行う市民に対しては、定期的かつ計画的な収集・処理の必要性を指導、啓発していく。
- (3) 全市的に下水道の整備区域として計画されているが、認可区域以外の区域にあたっては合併浄化槽による処理を推進するように施設整備の補助金制度を含めて指導、啓発をする。

## 8 一般廃棄物処理業の許可

ごみ量が減少していくことが予想されるなか、既存の業者の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可については、原則として新規の許可を行わない。

ただし、計画発生ごみ量に対し、現在許可している車両台数及び能力を超えた場合や事業所の再編などの特段の事情がある場合、または食品リサイクルに係る生ごみ、木くずなど資源化を目的としたものなど取り扱い廃棄物の種類を限定しているものの新規許可については、必要に応じ検討を加えるものとする。

## 9 市民の責務

- (1) 市民は3R（リデュース、リユース、リサイクル）を心がけ、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図るとともに、再生利用ができない一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる場合は、自ら処分するよう努めなければならない。
- (2) 市民は、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物の処理計画に従い適正に分別し、一般廃棄物収集場所に搬入しなければならない。この場合において市長が定めた分別の区分に従い、市長が指定する袋等に収納しなければならない。
- (3) 市民は、一般廃棄物収集場所を利用するときは、当該一般廃棄物収集場所及びその周辺を常に清潔に保つよう努めなければならない。
- (4) 食品ロス削減に心がけ、生ごみの発生抑制に努める。

## 10 事業者の責務

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- (3) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品の包装の簡素化に努めるとともに、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に際し、市の施策に協力しなければならない。
- (4) 事業者は、自ら処分できない一般廃棄物について、市長が定める処理計画に従い適正に分別し、市長が指定する袋等に収納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (5) 食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制と資源化に努める。

## 11 令和6年度一般廃棄物処理手数料

### (1) 一般廃棄物処理手数料

種別	区 分		手数料 (円)
ごみ 市が収集運搬し、及び	可燃ごみ	市長が指定する14リットルの袋につき	15
		市長が指定する25リットルの袋につき	30
		市長が指定する45リットルの袋につき	60

処分するもの	不燃ごみ（有害ごみとして別に分別収集する廃棄物を除く。以下同じ。）	市長が指定する 8 リットルの袋につき	15		
		市長が指定する 18 リットルの袋につき	30		
		市長が指定する 30 リットルの袋につき	60		
市が許可した者が収集運搬し、及び処分するもの	可燃ごみ	10 キログラム（10 キログラム未満のものは 10 キログラムとする。10 キログラムを超える場合において、5 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 キログラム以上 10 キログラム未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）につき	227		
		粗大ごみ（政令で定める機械器具及び資源の有効利用の促進に関する法律施行令別表第 6 の上覧 1 で定めるパーソナルコンピュータを除く。）	10 キログラム以下の場合	628	
			10 キログラムを超え 20 キログラム以下の場合	733	
			20 キログラムを超え 30 キログラム以下の場合	837	
			30 キログラムを超え 40 キログラム以下の場合	942	
			40 キログラムを超え 50 キログラム以下の場合	1,047	
			50 キログラムを超える場合 10 キログラム（10 キログラム未満のものは 10 キログラムとする。）につき	208	
可燃性破砕粗大ごみ	1 立方メートル（1 立方メートル未満のものは 1 立方メートルとする。）につき	2,095			
上記以外の者が持ち込み、市が処分するもの	不燃ごみ	10 キログラム（10 キログラム未満のものは 10 キログラムとする。10 キログラムを超える場合において、5 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 キログラム以上 10 キログラム未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）につき	150		
し尿	定額によるもの	一般家庭の収集運搬及び処分	人数割料 （1 人につき）	公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の併用開始後 1 年を経過した区域（以下「併用開始後 1 年を経過した区域」という。）	1 か月 403
				上記以外の区域	1 か月 348
		特殊便槽の加算料	併用開始後 1 年を経過した区域	1 か月 403	
			上記以外の区域	1 か月 348	
		月 2 回以上くみ取りの場合の 2 回目以降の料金	併用開始後 1 年を経過した区域	403	
			上記以外の区域	348	
		2 か所以上くみ取りの場合の 2 か所目以上の料金（1 か所につき）	併用開始後 1 年を経過した区域	403	
			上記以外の区域	348	
		従量によるもの	事業所、工場、飲食店等不特定多数の者が出入りする施設の収集運搬及び処分	10 リットル（10 リットル未満の端数は切り捨てる。）につき	併用開始後 1 年を経過した区域 96
					上記以外の区域 83

		その他定額によることが不相当と認められるものの収集運搬及び処分	併用開始後 1 年を経過した区域	96
			上記以外の区域	83
特別加算料	清掃車から便槽までのくみ取り可能な最短距離	40 メートルを超える60 メートルまでの場合 (1 回につき)	併用開始後 1 年を経過した区域	165
			上記以外の区域	144
		60 メートルを超える場合(1 回につき)	併用開始後 1 年を経過した区域	331
			上記以外の区域	291
浄化槽に係る汚泥	収集運搬及び処分	10 リットル (10 リットル未満の端数は切り捨てる。) につき	併用開始後 1 年を経過した区域	96
			上記以外の区域	83
生活雑排水処理に係る汚泥	収集運搬及び処分	200 リットル以下	併用開始後 1 年を経過した区域	1,948
			上記以外の区域	1,675
		併用開始後 1 年を経過した区域	200 リットルを超える場合は、その超える 10 リットル (10 リットル未満の端数は切り捨てる。) ごとに 96 円を加算する。	
		上記以外の区域	200 リットルを超える場合は、その超える 10 リットル (10 リットル未満の端数は切り捨てる。) ごとに 83 円を加算する。	

(2) 自らクリーンセンターに持ち込む場合の処理手数料

	廃棄物の種類		手数料	備考
一般廃棄物	家庭系ごみ	可燃ごみ	150 円/10kg	1 区分ごとの持込み量が 10k g 未満の場合は 10k g とする。 2 区分ごとの持込み量が 10k g を超える場合の端数は 10k g とする。
		可燃さい断ごみ	150 円/10kg	
		破碎ごみ (資源粗大ごみ)	150 円/10kg	
		埋立ごみ	150 円/10kg	
	事業系ごみ	可燃ごみ	150 円/10kg	3 犬、猫等の死体の重量は管理者が定める重量以内のものに限る。
		可燃さい断ごみ	150 円/10kg	
	犬、猫等の死体		330 円/体	